

令和6年12月2日から、各種変更等ある場合  
**『資格情報通知書』 『資格確認書』 『被保険者証』**  
 の取り扱いが以下のとおり異なりますのでご注意ください。

<b>資格情報通知書(紙) が同封されている方</b> (マイナ保険証をお持ちの方)	
<b>資格喪失</b> の場合	喪失届の提出時に <b>資格情報通知書</b> の添付が <b>不要</b>
<b>住所氏名変更</b> の場合	住所氏名変更届 + 住民票の提出時に <b>資格情報通知書</b> の添付が <b>不要</b> ※
<b>再交付</b> の場合	再交付の届出が <b>不要</b> ◎ 電話での受付が可能 (電話番号 045-231-2685)

- ※ 住所のみ変更の方へ、新しい資格情報通知書はお送りいたしません。
- ◇ 有効期限がありませんので大切に保管してください。
- ◇ 各種申請用紙は当組合のホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。
- ◇ 資格情報通知書をお持ちの方で資格確認書が必要な場合は、当組合のホームページより『資格確認書交付申請書』をダウンロードのうえ、ご申請ください。

<b>資格確認書(カード) が同封されている方</b> (マイナ保険証をお持ちでない方)	
<b>資格喪失</b> の場合	喪失届の提出時に <b>資格確認書</b> の添付が <b>必要</b>
<b>住所氏名変更</b> の場合	住所氏名変更届 + 住民票の提出時に <b>資格確認書</b> の添付が <b>必要</b>
<b>再交付</b> の場合	再交付の届出が <b>必要</b>

- ◇ 各種申請用紙は当組合のホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。
- ◎ **被保険者証をお持ちの方**は、これまで通り届出の際に添付が必要です。